

第二号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

第一条 江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第一百九十条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第一項の申告書を提出するときは、法第三百十七条の二第一項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第二十四条の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該給与所得者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第二十四条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除

対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第二十四条の三第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第二十五条第一項中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「においては」を「には、」に改める。

付則第三条中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、

「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

付則第四条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

付則第五条の三に次の三項を加える。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の適用

3 を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

4 東京都知事は、当分の間、第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第五条の五の規定により読み替えられた第三十八条の五の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第五条の四に次の一項を加える。

4 法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（付則第五条の七第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三十七条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第五条の七に次の一項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第三十八条の三（第二号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

付則第六条中「附則第三十条」を「附則第三十条第一項」に改め、「指定」の下に「（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十九条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和二

年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ	( )	三千九百円	千円
第二号イ	( )	六千九百円	千八百円
第二号イ	( )	一万八百円	二千七百円
第二号イ	( )	三千八百円	千円
第二号イ	( )	五千円	千三百円

3

法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第三十九条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ	第二号イ	第二号イ	第二号イ
( )	( )	( )	( )
五千円	三千八百円	一万八百円	三千九百円
二千五百円	千九百円	五千四百円	三千五百円

4

法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ	三千九百円	三千円
------	-------	-----

第二号イ ( )		第二号イ ( )	
五千円	三千八百円	一万八百円	六千九百円
三千八百円	二千九百円	八千円	五千二百円

付則第七条を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第七条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車  
 が前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該  
 当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十  
 条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）  
 に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを  
 第四十条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納  
 期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通  
 大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に  
 当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段  
 を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通



大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第四十三条及び第四十四条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第十一条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

付則第十五条第一項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

第二条 江戸川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第六条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第三十九条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、

当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第七条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

## 付 則

## (施行期日)

第一条 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区特別区税条例第二十三条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に一項を加える改正規定並びに第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十五条第一項の改正規定並びに次条の規定 令和二年一月一日

二 第二条中江戸川区特別区税条例第十条の改正規定及び付則第三条の規定 令和三年一月一日

三 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第五条の規定 令和三年四月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定による改正後の江戸川区特別区税条例（以下この条において「令和二年新条例」という。）第二十三条第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成三十一年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 令和二年新条例第二十四条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき第二十三条第一項に規定する給与について提出する令和二年新条例第二十四条の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 令和二年新条例第二十四条の三第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用する。

第三条 付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の第十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用

し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の江戸川区特別区税条例(以下この条において「令和元年十月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年十月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第五条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の江戸川区特別区税条例の規定は、令和四年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和三年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、消費税率引上げに伴う対応として、軽自動車税の環境性能割の税率を軽減する特例措置を講ずるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。